

OAシステム科

- ★基礎から学ぶので初心者でも大丈夫！
- ★MOS資格取得にチャレンジできます！
- ★就職支援による早期再就職をバックアップ！

受講生募集



訓練期間	平成30年4月24日（火）～平成30年7月23日（月）（3か月間） 基本時間：9：10～15：50 及び 9：10～16：50 休 日：原則、土・日・祝日
訓練場所	株式会社セラフィム 山形市穂積116-3（裏面「地図」参照）
定 員	20名 （最少催行人数 10名）
対 象 者	公共職業安定所に求職の申し込みをしている方で、職業に必要な技能、知識を習得して再就職を希望し、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けた方
受 講 料	受講料は 無料 です。 ただし、テキスト代及び職業訓練生総合保険料として約20,000円、並びに検定料（MOS試験 1科目あたり10,584円～）は個人負担となります。
募集締切日	平成30年4月11日（水）
申込方法	求職の申し込みをしている公共職業安定所の担当者に相談してください。 手続きは、あなたの住所又は居所を管轄する公共職業安定所で行ってください。
説 明 会	参加者：受講申込者（欠席等の場合は選考対象者となりません。） 日 時：平成30年4月13日（金） 午前10時00分から（ 時間厳守 ） ※開始10分前までに受付を済ませてください。 場 所：山形県立山形職業能力開発専門校（裏面「地図」参照） 内 容：訓練内容の説明と適性検査を行います。 持ち物：筆記用具（鉛筆・ボールペン）を持参してください。

お問合せ先

山形県立山形職業能力開発専門校 能力開発支援課
〒990-2473 山形市松栄二丁目2-1
TEL 023-644-9227 FAX 023-644-6850
ホームページ <http://www.yamagatanoukai.jp/>

クリック

山形 職業 検 索

◆訓練概要◆

【訓練目標】 パソコンの基礎知識及び技能から業務における実践的活用法を習得するとともに、その他の就職に必要な知識等を習得し再就職を目指す。

【目指す職務】 O A機器を使用する職務全般

【訓練カリキュラム】

総訓練時間(目安) 360H

科目	科目の内容	時間数
パソコンの基礎知識・基本操作	パソコンの仕組み・機能、オペレーティングシステム、アプリケーションソフトウェア、文字入力、ファイル管理、インターネット、電子メール等	24H
情報リテラシー	情報の検索・活用術、ハードウェア及びソフトウェアの種類と役割、ネットワーク、情報セキュリティ等	24H
文書作成	文書作成の基礎知識、文書作成と編集、表の作成、図形描画、実践ビジネス文書作成等	60H
表計算	表計算の基礎知識、データ入力、数式・関数、グラフの作成、データベース機能、実践ビジネス資料の作成等	72H
データベース	データベースの基礎知識、データベースソフトウェアの基本操作、データベース作成(テーブル、リレーションシップ、クエリ、テーブル、レポート)等	60H
プレゼンテーション	プレゼンテーションの基礎知識、プレゼンテーションソフトウェアの基礎知識、スライドの作成等	30H
総合演習	各種アプリケーションソフトウェアの実践活用術、試験対策等	60H
就職支援等	応募書類の作成、面接の仕方、ビジネスマナー、コミュニケーション、ビジネスマネジメント、就職講話等	30H

【その他】 Windows10、Microsoft Office2016 を使用します。

※キャリア・コンサルティングを受ける場合はその計画に従って下さい。

【説明会場】

場所：山形県立山形職業能力開発専門学校

住所：山形市松栄2-2-1

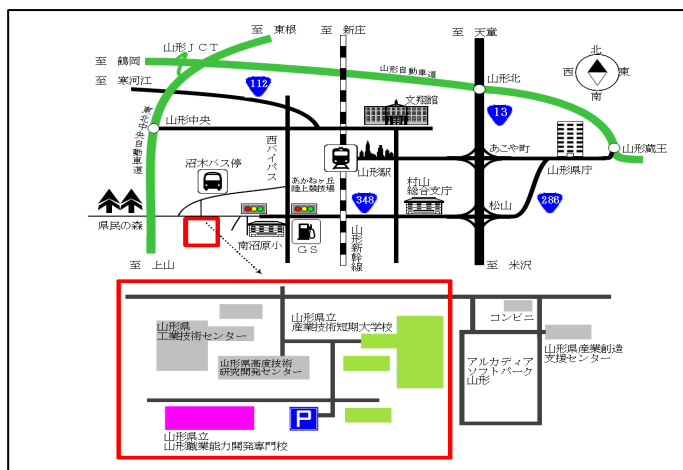
電話：023-644-9227

【訓練会場】

場所：株式会社セラフィム

住所：山形市穂積116-3 ※無料駐車場あり

電話：023-623-2277



◆ご相談・お申込み窓口◆

山形公共職業安定所	〒990-0813	山形市検町 2-6-13	TEL 023-684-1521
米沢公共職業安定所	〒992-0012	米沢市金池 3-1-39	TEL 0238-22-8155
新庄公共職業安定所	〒996-0011	新庄市東谷地田町 6-4	TEL 0233-22-8609
長井公共職業安定所	〒993-0051	長井市幸町 15-5	TEL 0238-84-8609
村山公共職業安定所	〒995-0034	村山市楯岡五日町 14-30	TEL 0237-55-8609
寒河江公共職業安定所	〒991-8505	寒河江市大字西根字石川西 340	TEL 0237-86-4221

※雇用保険受給資格者で、公共職業安定所長から「受講指示」を受けた方には、訓練期間中「基本手当・受講手当」及び該当者には「通所手当」が支給されます。
 ※雇用保険を受給できない方が、公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合に、一定の要件を満たせば「職業訓練受講給付金」を受けられる場合があります。
 訓練期間中、安心して訓練を受けていただくための制度です。

詳しくは、求職の申し込みをしている公共職業安定所にご相談下さい。